

## 富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成 22 年 10 月 8 日規則第 41 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 22 年富士市条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前説明)

**第 2 条** 事業主及び請負者（以下「事業主等」という。）は、土地の埋立て等を行おうとするときは、当該土地の埋立て等の施行に係る関係人（以下「関係人」という。）に対し、事前説明会の開催その他の方法（以下「事前説明会等」という。）により、当該土地の埋立て等の内容について周知しなければならない。

2 事業主等は、前項の規定による周知に当たっては、土地の埋立て等に係る計画の内容が分かる書類、図面等を用いなければならない。

3 事業主等は、事前説明会等において関係人から災害の防止及び環境の保全に関する意見、要望等があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

4 事業主等は、事前説明会等を行ったときは、当該事前説明会等の実施概要その他必要な事項を事前説明会等実施概要書（第 1 号様式）に記録しなければならない。

(適用除外)

**第 3 条** 条例第 8 条第 1 号の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

(1) 独立行政法人

(2) 中日本高速道路株式会社

(3) 日本下水道事業団

(4) 土地開発公社

(5) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土地の埋立て等について、地方公共団体と同等以上に災害の防止及び環境の保全の確保ができるものとして市長が認めたもの

(許可の申請)

**第 4 条** 条例第 9 条第 2 項に規定する許可の申請は、土砂等による土地の埋立て等許可申請書（第 2 号様式）により行うものとする。

2 条例第 9 条第 3 項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、書類の一部又は全部を省略することができる。

(1) 土砂等による土地の埋立て等計画書（第 3 号様式）

- (2) 事業区域及び隣接地土地所有者一覧表（第4号様式）
  - (3) 土砂等による土地の埋立て等施行同意書（第5号様式）
  - (4) 隣接地土地所有者、町内会長（住民により自主的に組織された自治会の長をいう。以下同じ。）その他市長が必要と認める関係人の同意書
  - (5) 位置図及び事業区域図
  - (6) 土地の登記事項証明書
  - (7) 公図の写し
  - (8) 土地の埋立て等の施行契約書の写し
  - (9) 事業主等の住民票の写し、身分証明書及び印鑑登録証明書（法人にあっては、経歴書、定款又は寄附行為、登記事項証明書その他事業主等の資力及び信用を証する書類並びに印鑑登録証明書）
  - (10) 土砂等の搬出入経路図
  - (11) 事前説明会等実施概要書（第1号様式）
  - (12) 現況平面図、計画平面図及び縦横断面図
  - (13) 土壌検査報告書（次項に定める場合に限る。）
  - (14) 構造物を設けるときは、その構造図
  - (15) 事業区域の現況写真
  - (16) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画書（第6号様式）
  - (17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類、図面等
- 3 前項第13号の土壌検査報告書の提出が必要な場合は、次のとおりとする。
- (1) 当該土砂等が次のいずれかに該当する場合（当該土砂等が土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「環境庁告示」という。）第1の1に規定する環境基準に適合していることを証する書類の提出があった場合を除く。）
    - ア 環境庁告示別表項目の欄に掲げる物質（以下「環境基準物質」という。）又は環境基準物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地から発生したものである場合
    - イ 環境基準物質を製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地から発生したものである場合
    - ウ 環境基準物質又は環境基準物質を含む固体若しくは液体を貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地から発生したものである場合
  - (2) 当該土砂等が環境庁告示第1の1に規定する環境基準に適合しないおそれがあると市長が認めたものである場合
  - (3) 当該土砂等の発生場所が不明である場合
- 4 第2項第13号の土壌検査報告書の基準は、別表第1のとおりとする。

(許可又は不許可の決定)

**第5条** 市長は、条例第9条第2項の規定により許可の申請があったときは、その内容を審査の上、土砂等による土地の埋立て等許可（不許可）決定通知書（第7号様式）により事業主に通知するものとする。

(許可の条件)

**第5条の2** 次に掲げる事項は、条例第9条第4項後段に規定する許可の条件となるものとする。

(1) 第4条第2項第16号に規定する搬入計画書に変更が生じたときは、当該変更に係る土砂等の搬入を開始しようとする日の2週間前（市長がやむを得ない事由があると認めるときは、市長が定める期限）までに土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入変更計画書（第7号様式の2）を市長に提出すること。

(2) 前号に規定する土砂等が第4条第3項各号に規定する場合に該当するときは、土壌検査を実施し、土壌検査報告書を提出すること。

(施行基準)

**第6条** 条例第10条第1項第2号の規則で定める施行基準は、別表第2のとおりとする。

(変更の許可の申請等)

**第7条** 条例第11条第1項の許可を受けようとする許可事業主（同項に規定する許可事業主をいう。以下同じ。）は、土砂等による土地の埋立て等変更許可申請書（第8号様式）に、第4条第2項に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、書類の一部又は全部を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、土砂等による土地の埋立て等変更許可（不許可）決定通知書（第9号様式）により許可事業主に通知するものとする。

3 条例第11条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 事業区域の面積の変更（面積を減少させるものに限る。）

(2) 土砂等の量及び高さの変更（土砂等の量及び高さを減少させるものに限る。）

4 条例第11条第2項の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等変更届出書（第10号様式）により行うものとする。

(地位の承継)

**第8条** 条例第13条第2項の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等地位承継届出書（第11号様式）により行うものとする。

(開始の届出)

**第9条** 条例第14条の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等開始届出書(第12号様式)により行うものとする。

(標識)

**第10条** 条例第16条の規則で定める標識は、土砂等による土地の埋立て等許可標識(第13号様式)とする。

(帳簿への記載事項)

**第11条** 条例第17条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地の埋立て等に用いた土砂等の実施日ごとの数量
- (2) 土地の埋立て等に用いた土砂等の発生場所
- (3) 土地の埋立て等に用いた土砂等の搬入をした者
- (4) その他市長が必要と認める事項

(完了又は廃止の届出)

**第12条** 条例第18条第1項の規定による完了又は廃止の届出は、土砂等による土地の埋立て等完了(廃止)届出書(第14号様式)により行うものとする。

(改善措置命令)

**第13条** 条例第18条第2項及び第20条の規定による改善措置命令は、土砂等による土地の埋立て等改善措置命令書(第15号様式)により行うものとする。

(改善措置勧告)

**第14条** 条例第19条の規定による改善措置勧告は、土砂等による土地の埋立て等改善措置勧告書(第16号様式)により行うものとする。

(許可の取消し)

**第15条** 条例第21条の規定による許可の取消しは、土砂等による土地の埋立て等許可取消通知書(第17号様式)により行うものとする。

(中止命令)

**第16条** 条例第22条の規定による中止命令は、土砂等による土地の埋立て等中止命令書(第18号様式)により行うものとする。

(原状回復命令等)

**第17条** 条例第23条の規定による原状回復命令及び措置命令は、土砂等による土地の埋立て等原状回復等命令書(第19号様式)により行うものとする。

(土地所有者等への通知)

**第18条** 条例第24条の規定による通知は、土砂等による土地の埋立て等に関する処分等実施通知書(第20号様式)により行うものとする。

(土地所有者等への勧告)

**第 19 条** 条例第 25 条の規定による勧告は、土地所有者等に対する改善措置勧告書（第 21 号様式）により行うものとする。

（報告の徴収）

**第 20 条** 条例第 26 条第 1 項の規定による報告の徴収は、報告徴収通知書（第 22 号様式）により行うものとする。

2 条例第 26 条第 2 項の規定による報告は、土砂等による土地の埋立て等報告書（第 23 号様式）により行うものとする。

（身分証明書）

**第 21 条** 条例第 27 条第 2 項の身分を示す証明書は、身分証明書（第 24 号様式）によるものとする。

（書類の提出部数等）

**第 22 条** この規則に規定する申請書、届出書、添付書類等の提出部数は、それぞれ正本 1 通及び副本 1 通とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により提出すべき副本のほかに必要な部数の副本の提出を求めることができる。

（委任）

**第 23 条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

#### 附 則

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る土地の埋立て等について適用し、同日前の申請に係る土地の埋立て等については、なお従前の例による。

## 別表第1（第4条関係）

### 土壌検査基準

#### 1 土壌の採取方法

土壌の採取方法は、次のとおりとする。

- (1) 土砂等の発生場所ごとに採取する。
- (2) 土砂等の発生場所の面積3,000平方メートルごとに1か所採取する。
- (3) 土砂等の発生場所の面積が3,000平方メートル以下の場合でも2か所以上採取する。
- (4) 採取地点は、市との協議により定める。ただし、シールド工法の場合は、掘削断面付近から採取する。

#### 2 検査基準

検査基準は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「環境庁告示」という。）第1の1に規定する環境基準とする。

#### 3 検査方法

検査方法は、環境庁告示別表に規定する測定方法とする。

#### 4 検査機関

検査機関は、計量法（平成4年法律第51号）第110条に規定する計量証明事業者である機関とする。

#### 5 検査の省略

2の検査基準に定める物質のうち明らかに当該検査基準を満たしていると認められる物質については、検査を省略できるものとする。この場合においては、当該検査基準を満たしていることが明らかであることを証する書類を添付しなければならない。

## 別表第2（第6条関係）

### 土砂等による土地の埋立て等の施行基準

#### 1 一般事項

##### （1） 周辺対策

土地の埋立て等の施行に当たっては、粉じん、騒音、振動、土砂の流失等の防止対策を講じ、周辺の生活環境を損なわないようにすること。

##### （2） 作業時間

ア 作業時間は、原則として午前8時半から午後5時までの間とすること。ただし、関係機関等との協議において特段の定めがある場合は、その定めるところによる。

イ 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までは、原則として作業を中止すること。

##### （3） 交通対策

ア 搬出入路の指定について、あらかじめ道路管理者及び所轄警察署と協議すること。

イ 搬出入路が通学路に指定されている場合は、関係機関と協議し、登下校時間帯の通行禁止等必要な措置を講ずること。

ウ 通行期間、交通誘導員の配置、標識の設置、安全施設の設置等については、関係機関と協議し、必要な措置を講ずること。

##### （4） 安全対策

ア 出入口は、原則として1か所とすること。

イ 事業区域内には、みだりに人が立ち入ることができないような対策を講ずること。

##### （5） 事故対策

ア 市民の生命、身体及び財産に対する危険防止及び事故防止について、必要な措置を講ずること。

イ 工作物、水域、樹木、井戸水等に損害を与え、又はその機能を阻害することのないよう、必要に応じて事前調査を行う等適切な措置を講ずること。

##### （6） 防災対策

ア 作業中は、現場責任者を常駐させ、災害防止に努めること。

イ 災害が発生した場合は、事業主等が責任を持って問題解決に当たること。

#### 2 技術基準

土地の埋立て等の施行についての技術基準は、静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）に規定する土の採取等に関する技術基準（以下「土の採取等に関する技術基準」という。）を準用する。ただし、農地におけ

る土地の埋立て等の施行についての技術基準は、土の採取等に関する技術基準を準用するほか、富士市農業委員会の定めるところによる。

### 3 その他

土地の埋立て等の施行に際しては、この施行基準によるほか、必要に応じて関係法令の例により処理すること。